

令和5年第11回東串良町農業委員会
会議録

日時：令和5年11月24日（金）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和 5 年第 11 回東串良町農業委員会会議録

令和 5 年 1 1 月 2 4 日							
東串良町役場委員会室（3階）							
開催の日時 及び宣言	開会	令和 5 年 1 1 月 2 4 日 午前 1 0 時 0 0 分				議長	大村 教男
	閉会	令和 5 年 1 1 月 2 4 日 午前 1 0 時 3 2 分				議長	大村 教男
農業委員	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	
出席数 名 欠席数 名	○	1	吉ヶ崎 弘一	○	5	鶴丸 千尋	
	○	2	松留 立美	○	6	木佐貫 一孝	
出席○ 欠席×	○	3	稲村 照隆	○	7	櫻木 孝二	
	○	4	大村 教男	○	8	内村 初子	
最適化推進 委員	○		有留 幸路	○		松元 友信	
	○		中村 春樹	○		杉木 秀幸	
出席数 名	○		福岡 みどり	○		松留 和江	
	×		村吉 博美	○		谷口 憲三	
会議録署名委員		2 番	松留 立美	3 番		稲村 照隆	
出席した事務局職員	局長, 次長		上野 勝志 駿河崎 哲郎	書記		宮之前 博一・出水翔太 若松 雄一・児玉 隆男	
会議 に 付 し た 事 項	<p>日程第 1 議案第 6 1 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について</p> <p>日程第 2 議案第 6 2 号 農地中間管理事業農用地利用集積計画について</p> <p>日程第 3 議案第 6 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>日程第 4 議案第 6 4 号 令和 5 年度利用状況調査により再生困難と判断された農地の非農地判断について</p>						

開会 午前 10 時 00 分

議長（大村）

皆さんおはようございます。
ただいまから定例総会を始めたいと思います。

村吉委員から、欠席届が参っております。
出席者 15 名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会
令和 5 年第 1 1 回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、2 番松留立美委員と、3 番稲村委員をお願い
いたします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は
必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

議長（大村）

それでは日程第 1 議案第 6 1 号農業経営基盤強化促進法による農用地
利用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、賃借権が 1 件となっております。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（出水）

それでは説明いたします。資料 1 ページをご覧ください。

賃借権の 1 1 4 番、貸人は肝付町の〇〇さん、譲受人は川西の〇〇さん、
申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でござい
ます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地の
ため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第1議案第61号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第2議案第62号農地中間管理事業農用地利用集積計画について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは、説明いたします。資料2ページをご覧ください。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、賃借権が3件11筆、面積7,933㎡となっており、鹿児島県農地中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。以上でございます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第2議案第62号農地中間管理事業農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第3議案第63号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転3件であります。

この内、3ページの所有権移転の32番、および33番については、現地調査を行っておりますので、先に報告を行わせていただきたいと思います。

それでは、所有権移転の32番について、櫻木委員に現地調査報告をお願いします。

(櫻木委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和5年11月20日、月曜日に、農地法第3条に係る現地調査を、私と大村会長、事務局の計4人で行いました。

なお関係者として、農地の譲受人である〇〇さんの奥さんの〇〇さんが出席されました。

今回の申請は、鹿屋市在住の譲受人が贈与を受けるものであり、作付予定作物は甘藷となっております。

譲受人は11年間の農作業の経験をもっており、農機具の所有、農業への従事状況も農地法第3条の許可基準を上回っております。

譲受人の住所は鹿屋市〇〇となっておりますが、通作に関しても問題は特にないものと思われまます。

なお、奥さんの〇〇さんは、新川西できゅうりを栽培され、毎日のように通っていらっしゃいます

さらに、農作業をする際には周囲の農地への悪い影響が出ないように、十分に気をつけるとのことでありましたので、農地法第3条による許可を出しても問題はないものと思われまます。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

議長（大村）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

木佐貫委員

はい。

議長（大村）

どうぞ。

木佐貫委員

〇〇さんと〇〇さんは兄弟ですか。

事務局（若松）

はい、兄弟です。

〇〇さんとは親戚ですね。

議長（大村）

他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

続いて所有権移転の33番について、松留立美委員に現地調査報告をお願いします。

（松留立美委員現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和5年11月20日、月曜日に、農地法第3条に係る現地調査を、私と谷口委員、事務局の計4人で行いました。

なお関係者として、農地の譲受人である〇〇さんが出席されました。

今回の申請は、鹿屋市在住の譲受人が購入するものであり、作付予定作物は路地野菜となっております。

譲受人の農作業の経験は、1年しかありませんが、農業への意欲及び従事日数も農地法第3条の許可基準を上回っております。

なお譲受人の住所は鹿屋市〇〇となっておりますが、トラクターを運搬するトラック等も所持しており、通作に関しても問題は特にないものと思われま

さらに、農作業をする際には周囲の農地への悪い影響が出ないように、十分に気をつけるとのことでありましたので、農地法第3条による許可を出しでも問題はないものと思われま

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

議長（大村）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

木佐貫委員

はい。

議長（大村）

どうぞ。

木佐貫委員

〇〇さんは、農業をされてますか。

松留委員

今は、しているかしていないかというのは少し難しいですが、建設業をやめて、これから露地野菜を始めていく事になります。

木佐貫委員

これが初めての農地ですか。

松留委員

はい、これが初めての農地となります。

事務局（若松）

すいません。

議長（大村）

はい、どうぞ。

事務局（若松）

補足です。譲り渡し人と奥さんがご兄妹です。

議長（大村）

他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局（出水）

それでは、説明いたします。資料4ページをお開きください。

所有権移転の34番、譲渡人は福岡県の〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権移転でございます。

以上でございます。

議長（大村）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

鶴丸委員

場所はどこになりますか。

事務局（若松）

〇〇所の向かい側になります。

鶴丸委員

〇〇自動車の所ですね。

事務局（若松）

そうです。補足ですが

現地は農地外農地となりますが、問題がないように許可を出す際に、宅地への転用はできませんという事を付け加えて出したいと思います。

議長（大村）

他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって日程第3議案第63号農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第4議案第64号令和5年度利用状況調査により再生困難と判断された農地の非農地判断について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願い致します。

事務局（児玉）

それでは、私の方で説明させていただきます。

資料5ページから6ページをご覧ください。

資料5ページから6ページに記載のある農地に関しては、荒廃具合から、農地への復元が難しいと判断された農地であります。

これらの農地については非農地判断を行い農地から除外することはやむを得ない事と思われまます。

詳細につきましては、10月20日、11月2日の非農地にかかる現地調査を行った際に審議しておりますので省略させていただきます。
以上です。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、日程第4議案第64号令和5年度利用状況調査により再生困難と判断された農地の非農地判断については、原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

その他に入りたいと思います。
協議会に切り替えます。

○各委員から意見

○事務局から意見

※ 12月

現地調査：14日（木）

定例総会：20日（水）

申請締切：11月30日（木）※12月定例総会分

議長（大村）

ほかにございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和5年第11回定例総会を閉会
いたします。